

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	外来語の受容と法律における使用
他言語論題 Title in other language	Acceptance of Loan-words and Use in Law
著者 / 所属 Author(s)	石渡 裕子 (Ishiwatari, Hiroko) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 文教科学技術調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	824
刊行日 Issue Date	2019-09-20
ページ Pages	01-23
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	我が国における外来語の受容について、国語に関する世論調査の動向や「外来語」言い換え提案等の言語政策を概観し、法律における外来語使用の実例及び在り方を紹介する。

\* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# 外来語の受容と法律における使用

国立国会図書館 調査及び立法考査局

専門調査員 文教科学技術調査室主任 石渡 裕子

## 目 次

はじめに

### I 外来語とは何か

- 1 外来語の定義
- 2 日本語の語種と使用率

### II 外来語に関する国語審議会等での検討

### III 国立国語研究所による調査

- 1 「外来語」委員会の設置と外来語に関する調査
- 2 「外来語」言い換え提案
- 3 放送における外国語・外来語の使用

### IV 外来語に関する文化審議会での検討

- 1 文化審議会国語分科会での検討
- 2 国語課題小委員会での検討

### V 国語に関する世論調査

### VI 法律における外来語の使用

- 1 法律の用字用語に関する検討
- 2 国会での外来語に関する質疑
- 3 「公用文作成の要領」の対象範囲
- 4 立法実務における〈法律の用字用語〉の考え方

### VII 外来語の受容—「イノベーション」という語を例として—

- 1 世論調査における「イノベーション」
- 2 国会会議録における「イノベーション」
- 3 国の基本計画等における「イノベーション」
- 4 法律における「イノベーション」

おわりに

キーワード：外来語、言語政策、国語審議会、国立国語研究所、文化審議会、国語に関する世論調査、立法技術、イノベーション

## 要 旨

- ① エコツーリズム、イノベーション、インターネット・オブ・シングスなどの外来語が我が国の法律に用いられている。外来語とは、我が国では主として欧米諸国の言語をもととしてカタカナで表記される語を指すことが多く、その数は近年大幅に増加してきている。
- ② 国語審議会では外来語や法律用語、公用文に関する検討を行い、平成 12（2000）年には、答申「国際社会に対応する日本語の在り方」において官公庁や報道機関における外来語・外国語の取扱いについての考え方を明示した。この答申を契機として、国立国語研究所は調査を進め、「外来語」言い換え提案を発表した。また、文化審議会国語分科会国語課題小委員会では公用文の範囲に法令を含めるかの議論を行いつつ「公用文作成の要領」の見直しを進める中で、外来語についても検討している。文化庁は「国語に関する世論調査」を実施し、言葉に対する考え方や外来語の理解度などについて国民の意識や実態の調査を行っている。
- ③ 昭和 26（1951）年、国語審議会が「公用文作成の要領」を取りまとめて外来語・外国語の表記について記述した。昭和 29（1954）年の国語審議会による「法令用語改正例」を検討した法制局は「法令用語改正要領」により、分かりやすい外来語に改める漢語の具体例を挙げた。国会においても個々の法案の審議に際し外来語について様々な質疑がなされてきた。立法実務に関する著作では、日常生活で用いられる外来語であるとしても、法律で用いるに当たっては一般性・明確性・適当な日本語の有無などを検証した上で慎重な対応をしてきたとされている。
- ④ 国語に関する世論調査等において認知度・理解度等を測る外来語の例とされることの多い「イノベーション」という語が、国会会議録、国の基本計画等、法律で用いられ、それぞれ定義や言い換えがなされている状況は、外国語の受容の一例である。
- ⑤ 言葉は時代、社会とともに変化していくため、法律で用いる外来語についてはどのように使用するかの検討に加え、定着度・認知度などにより不断の見直しが必要な事項と言えるであろう。

## はじめに

スポーツ<sup>(1)</sup>、プログラム<sup>(2)</sup>、エネルギー<sup>(3)</sup>、データベース<sup>(4)</sup>、アクセス<sup>(5)</sup>、ストーカー<sup>(6)</sup>、エコツーリズム<sup>(7)</sup>、イノベーション<sup>(8)</sup>、サイバーセキュリティ<sup>(9)</sup>、インターネット・オブ・シングス<sup>(10)</sup>、クラウド・コンピューティング・サービス<sup>(11)</sup>。これらの外来語は、全て法律に記載されている言葉である。外来語を法律に用いるには何らかの基準があるのだろうか。一方、約70年ぶりに「公用文作成の要領」<sup>(12)</sup>の見直し<sup>(13)</sup>が、文化審議会国語分科会国語課題小委員会で進められており、公用文の範囲に法令（法律、政令、省令等）を含むか否かを議論しつつ、外来語についても検討がなされている。本稿では、第I章で外来語の定義と使用率について述べた後、第II章から第V章において国内の外来語に関する調査や検討状況、国民の意識の変化等を整理する。第VI章で法律における外来語使用の経緯をたどり、第VII章で「イノベーション」という語を取り上げ、我が国での外来語の受容と法律での使用について紹介する。

## I 外来語とは何か

### 1 外来語の定義

ある言語で用いる言葉は、その出自という観点から、その言語に元々あったと考えられる「固有語」と外国語から借りてきた「借用語」に分けることができる<sup>(13)</sup>。『日本語大事典』では、外来語を「外国語の語を自国語の意味体系・形態体系・音韻体系に従って受け入れた外国語。借用語、伝来語、帰化語ともいう。」<sup>(14)</sup>と定義している。つまり、原語とは意味や表記法、発音が異なる形で「取り入れられて日本語の一部として用いられるようになった語」<sup>(15)</sup>であるが、外来語の範囲は研究者によって異なっている<sup>(16)</sup>。まず、中国語から日本語の中に入ってきた言葉（漢語）を含むか否かがある。広義の外来語は「漢語」を含み、狭義では「室町時代以降、漢字

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和元（2019）年7月30日である。なお、肩書は当時のものである。

- (1) スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）の全部改正が、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）
- (2) 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第2条
- (3) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- (4) 著作権法の一部を改正する法律（昭和61年法律第64号）により加えられた著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の3で使用。
- (5) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (6) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）
- (7) エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）
- (8) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）
- (9) サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）
- (10) 国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成28年法律第32号）により加えられた特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号）附則第5条第2項第1号で「インターネット・オブ・シングスの実現」として使用され、定義がなされている。
- (11) 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）
- (12) 昭和27年4月4日付け内閣閣甲第16号依命通知
- (13) 文化庁文化庁国語課編『言葉に関する問答集 外来語編』（新「ことば」シリーズ 6）文化庁、1997、p.10.
- (14) 佐藤武義・前田富祺編集代表『日本語大事典 上（あ～そ）』朝倉書店、2014、p.323.
- (15) 小林千草『現代外来語の世界』（シリーズ現代日本語の世界 4）朝倉書店、2009、p.1.
- (16) 石綿敏雄『外来語の総合的研究』東京堂出版、2001、p.7.

文化圏以外の国からは「**いつてきた語**」<sup>(17)</sup>を指すことになる。西洋の言語をもととする場合は「**外来語**」と称してほとんど問題がないとする研究者もいる<sup>(18)</sup>。一方、カタカナ表記しているが日本語として定着度が不十分な語は「**外国語**」として区別する場合<sup>(19)</sup>や、和製英語も含むという指摘<sup>(20)</sup>もある。まだ外国語なのか、もう外来語になったのかを区別することは困難である<sup>(21)</sup>ことから、本稿においては、定着度が低い場合も含め、主として欧米諸国の言語をもととし、カタカナで表記される語を我が国における「**外来語**」として論を進める。

## 2 日本語の語種と使用率

我が国では外来語はどのくらい使用されているのであろうか。日本語の単語をその出自によって分けたものを語種といい、現代日本語は和語、漢語、外来語、混種語の4種に分類される<sup>(22)</sup>。和語とは日本語の固有語で大和言葉ともいう（例：ことば、やま、ある）。漢語とは古代以来中国語から借用した語（例：言語、山脈）であり、外来語は主として欧米の諸言語から借用している。混種語とは、和語・漢語・外来語が組み合わされてできた語である（例：歯ブラシ、プロ野球）<sup>(23)</sup>。

語種の使用率について国立国語研究所<sup>(24)</sup>がこれまで2回調査を行っている。昭和31（1956）年発行の雑誌90種を対象とした調査では延べ語数で外来語は2.9%であったが<sup>(25)</sup>、平成6（1994）年発行の月刊誌70種を対象とした調査では、本文の延べ語数では10.7%、広告の延べ語数では17.6%<sup>(26)</sup>を占め、大幅に増加していた。

表1 雑誌における語彙量（延べ語数）

語種	1956年発行雑誌	%	1994年発行雑誌(本文)	%	1994年発行雑誌(広告)	%
和語	221,875	53.9	217,994	41.5	30,104	18.0
漢語	170,033	41.3	241,078	45.9	104,064	62.1
外来語	12,034	2.9	56,270	10.7	29,440	17.6
混種語	8,030	1.9	10,274	2.0	3,949	2.4
計	411,972		525,616		167,557	

（出典）「表2.6 語種・品詞別の延べ語数表」『現代雑誌九十種の用語用字 第3分冊（分析）』（国立国語研究所報告 第25）国立国語研究所，1964，p.59；『現代雑誌の語彙調査—1994年発行70誌—』（国立国語研究所報告 121）国立国語研究所，2005，p.33を基に筆者作成。

(17) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典 第3巻 第2版』，小学館，2001，p.286。

(18) 石綿 前掲注(16)

(19) 同上，p.10。

(20) 小林 前掲注(15)，p.3。

(21) 石綿 前掲注(16)，p.11。

(22) 佐藤・前田編集代表 前掲注(14)

(23) 文化庁文化庁国語課編 前掲注(13) なお、漢語には近代以降に中国語の現代音を借用した語（例：シューマイ、ラーメン）は含まず、外来語に含めている。

(24) 国立国語研究所設置法（昭和23年法律第254号）により、文部省に設置。行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律（昭和43年法律第99号）により文部省の外局として文化庁が設置されたことに伴い、文化庁に置かれることになった。独立行政法人国立国語研究所法（平成11年法律第171号）により独立行政法人となり、独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成21年法律第18号）により、平成21（2009）年10月1日に大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所となった。

(25) 「表2.6 語種・品詞別の延べ語数表」『現代雑誌九十種の用語用字 第3分冊（分析）』（国立国語研究所報告 第25）国立国語研究所，1964，p.59。

(26) 『現代雑誌の語彙調査—1994年発行70誌—』（国立国語研究所報告 121）国立国語研究所，2005，p.33。

異なり語数（同一の単語は出現度数に関係なく一語として数えた数）ではこの差は更に大きくなる。昭和 31 (1956) 年発行雑誌における外来語の異なり語数は 9.8%<sup>(27)</sup>であったが、平成 6 (1994) 年発行雑誌では本文で 30.7%、広告では 40.7%<sup>(28)</sup>となり、1 単語当たりの使用頻度は必ずしも高くはないが、使用される外来語の語彙は増加していると言うことができる。

表 2 雑誌における語彙量（異なり語数）

語種	1956 年発行雑誌	%	1994 年発行雑誌(本文)	%	1994 年発行雑誌(広告)	%
和語	11,134	36.7	10,970	27.7	3,532	19.7
漢語	14,407	47.5	14,092	35.5	6,266	35.0
外来語	2,964	9.8	12,190	30.7	7,275	40.7
混種語	1,826	6.0	2,407	6.1	817	4.6
計	30,331		39,659		17,890	

(出典)「表 2.5 語種・品詞別の異なり語数表 (2)」『現代雑誌九十種の用語用字 第 3 分冊 (分析)』(国立国語研究所報告 第 25) 国立国語研究所, 1964, p.58; 『現代雑誌の語彙調査—1994 年発行 70 誌—』(国立国語研究所報告 121) 国立国語研究所, 2005, p.33 を基に筆者作成。

## II 外来語に関する国語審議会等での検討

外来語の取扱いに係る国語審議会等における検討経緯は次のとおりである。なお、法律での外来語の使用に関係するため、法律用語及び公用文についての検討についても取り上げた。

昭和 9 (1934) 年 12 月に、文部大臣の諮問機関として、国語に関する事項の調査審議を行う国語審議会を設置する国語審議会官制 (昭和 9 年勅令第 331 号) が公布され、南弘国語審議会会長以下 35 名が任命された。同審議会は、昭和 24 (1949) 年の文部省設置法 (昭和 24 年法律第 146 号) により、文部省に置くと規定されたことによる改組を経て、平成 13 (2001) 年の中央省庁等の改革で文部省が文部科学省となり、文化審議会が新たに発足したことにより廃止されるまで存続した<sup>(29)</sup>。

この国語審議会で審議された事項のうち、外来語又は法律用語に関するもの及びそれに基づいて発出された法制局からの通知等は表 3 のとおりである。

(27) 「表 2.5 語種・品詞別の異なり語数表 (2)」『現代雑誌九十種の用語用字 第 3 分冊 (分析)』前掲注(25), p.58.

(28) 『現代雑誌の語彙調査—1994 年発行 70 誌—』前掲注(26)

(29) 文化庁『国語施策百年史』[文化庁], 2005, pp.932-933, 943, 960.

表3 戦後の国語審議会等における外来語、法律用語及び公用文に関する検討経緯と関係する通知等

年月日	事項
昭和 25 (1950) 年 1 月 30 日	「国語白書作成」、「話しことば」、「敬語」、「公用文法律用語」、「漢字」の各部会を設置
同年 10 月 30 日	公用文法律用語部会の「法令の用語用字の改善について」を総会で可決。同年 11 月 7 日に文部大臣・法務総裁に建議
昭和 26 (1951) 年 10 月 23 日	「公用文改善の趣旨徹底について」(別冊 2:「公用文作成の要領」)、「公用文の左横書きについて」を可決。同年 10 月 30 日、前者を内閣総理大臣・文部大臣、後者を内閣総理大臣に建議
昭和 27 (1952) 年 4 月 4 日	「公用文改善の趣旨徹底について (依命通知)」(内閣閣甲第 16 号)を内閣官房長官から各省事務次官に通知
同年 6 月 30 日	第 2 期国語審議会第 16 回総会で、「漢字」、「表記」、「標準語」、「公用文」、「術語」、「固有名詞」の 6 部会を設置
同年 7 月 17 日	文部省学術奨励審議会学術用語分科審議会が、外来語・外国語の表記等について「学術用語の表記について (依頼)」により国語審議会に照会
同年 12 月 18 日	表記部会、術語部会で外来語表記の原則を審議し、回答案を第 17 回総会に提出。総会で正式に決定し、同日付けで国語審議会会長から学術用語分科審議会会長宛てに回答を示すとともに、文部大臣に報告
昭和 29 (1954) 年 3 月 15 日	「法令用語改正例」可決。「法令用語改善について」として内閣総理大臣に建議し、文部大臣に報告
同上	術語・表記合同部会がまとめた「外来語の表記について」を第 20 回総会に報告後、文部大臣に報告。外来語の定義を「主として欧米語から国語に取り入れられたことばをさす。」として (1) 使われ始めた歴史が古く、国語に融合しきっていて国民一般がこれを外来語とは思っていないもの (たばこ・かっぱ など) (2) 外来語という感じをなお多分にとどめているもの (オーソリティー、フィアンセ など) (3) すでに国語として熟しているが、なお外来語という感じは残っているもの (オーバー、ラジオ など) の三つに分けた。また、外来語を仮名で表記する場合の大綱を 19 の原則にまとめて示した。外来語は原則として片仮名で書き、別表「外来語を書くときに用いるかなと符合の表」の範囲内で書くとして「外来語用例集」を付した。
同年 11 月 25 日	法制局が「法令用語改正例」の実施に当たって「法令用語改正要領」を作成し、法制局次長から各省事務次官に「法令用語の改正の方針」(法制局総発第 89 号)として通知。意味の通じにくい、難しい言葉のうち、分かりやすい外来語に改める言葉を例示
昭和 34 (1959) 年 12 月 4 日	法制局が内閣告示「送り仮名のつけ方」の実施要領について「法令用語の送り仮名のつけ方」を作成し、各省庁に通知
昭和 36 (1961) 年 3 月 17 日	第一部会が「法令の用語用字の改善について」(「改正刑法準備草案」の字句や表現について検討審議して得た結論)を総会に報告
昭和 48 (1973) 年 10 月 3 日	「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について」(法制局総発第 105 号)を内閣法制局次長から各省庁に通知
昭和 56 (1981) 年 10 月 1 日	「法令用語改正要領の一部改正について」(法制局総発第 142 号)を通知
昭和 61 (1986) 年 12 月 10 日	第 17 期国語審議会 (昭和 61 (1986) 年 12 月 10 日～昭和 63 (1988) 年 12 月 9 日)、第 18 期国語審議会 (平成元 (1989) 年 2 月 16 日～平成 3 (1991) 年 2 月 15 日)の 2 期を通じて答申「『外来語の表記』について」を審議
昭和 62 (1987) 年 3 月 10 日	国語審議会に外来語表記委員会を設置
平成 2 (1990) 年 3 月 1 日	外来語表記委員会試案「外来語の表記 (案)」を総会に報告
平成 3 (1991) 年 2 月 7 日	第 18 期国語審議会第 7 回総会で答申案「『外来語の表記』について」を採択。国語審議会会長から文部大臣に答申。法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表すための「外来語の表記」のよりどころを示した。
同年 6 月 28 日	『外来語の表記』(平成 3 年内閣告示第 2 号)
平成 12 (2000) 年 12 月 8 日	国語審議会答申「国際社会に対応する日本語の在り方」のうち、「Ⅲ 国際化に伴うその他の日本語の問題」の中で、1 番目に「外来語・外国語増加の問題」を取り上げた。

(出典) 文化庁『国語施策百年史』[文化庁], 2005, pp.944-958 等を基に筆者作成。

平成 12 (2000) 年の答申「国際社会に対応する日本語の在り方」<sup>(30)</sup>は、後述(第VI章第2節を参照)する「公用文における外来語の多用に関する質問主意書」に対する平成 11 (1999) 年 6 月 15 日の答弁書において「国語審議会において審議を行っている」とした件の結果と言える。この答申では、外来語・外国語を「いわゆる片仮名言葉など」として、その増加が日本語によるコミュニケーションを阻害し、情報の共有を妨げるなど社会的な問題となっていることにつき見解を述べている。中でも、広く国民一般を対象とする官公庁や新聞・放送等は、言葉の使用に大きな社会的責任を有するとして、外来語・外国語について、個々の語の周知度や難易度によって表 4 のような取扱い区分を提示した<sup>(31)</sup>。

表 4 官公庁や報道機関等における外来語・外国語の取扱いについての考え方

分類		取扱い	語例
I	広く一般に使われ、国民の間に定着しているとみなせる語	そのまま使用する	① ストレス ② スポーツ ③ ボランティア ④ リサイクル ⑤ PTA
II	一般への定着が十分でなく、日本語に言い換えた方が分かりやすくなる語	言い換える	① アカウンタビリティ→説明責任 など ② イノベーション→革新 など ③ インセンティブ→誘因、刺激、報奨金 など ④ スキーム→計画、図式 など ⑤ プレゼンス→存在、出席 など ⑥ ポテンシャル→潜在的な力 など
III	一般への定着が十分でなく、分かりやすい言い換え語がない語	必要に応じて、注釈を付すなど、分かりやすくなるよう工夫する	① アイデンティティー ② アプリケーション ③ デリバティブ ④ ノーマライゼーション ⑤ ハードウェア ⑥ バリアフリー

(出典)「表：広く国民一般を対象とする官公庁や報道機関等における外来語・外国語の取扱いについての考え方」第 22 期国語審議会答申「国際社会に対応する日本語の在り方」2000.12.8. 文化庁ウェブサイト <[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/sisaku/joho/joho/kakuki/22/tosin04/15.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/kakuki/22/tosin04/15.html)> を基に筆者作成。

答申においては、個々の語の定着度は年々変化するため語例も各欄に固定して考えられるべきではなく、各時点においてその扱いを判断する必要があるとした。しかし、「定着が十分」、「分かりやすい」の判断基準が示されていない上、例示が少なく実際の運用指針としては不十分であるため、公共的な立場で発信する際に参考にすることができる資料として次章に述べる「『外来語』言い換え提案」が作成されることになった<sup>(32)</sup>。

### Ⅲ 国立国語研究所による調査

国語審議会答申「国際社会に対応する日本語の在り方」に係る審議会での議論を契機として、国立国語研究所<sup>(33)</sup>は平成 14 (2002) 年 8 月に「外来語」委員会を設置して検討を進めることと

<sup>(30)</sup> 文部大臣からの諮問「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」1993.11.24 の中で、「国際社会への対応に関すること」も検討する必要があるとされたことを受けて審議を行った(同上, p.708)。

<sup>(31)</sup> 「官公庁・報道機関等における外来語・外国語の取扱いについて」第 22 期国語審議会答申「国際社会に対応する日本語の在り方」2000.12.8. 文化庁ウェブサイト <[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/sisaku/joho/joho/kakuki/22/tosin04/15.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/kakuki/22/tosin04/15.html)>

<sup>(32)</sup> 田中牧郎「外来語にどう対応すべきか」『日本語学』35 巻 7 号, 2016.7, pp.3-4.

<sup>(33)</sup> 前掲注<sup>(24)</sup>参照。



した<sup>(34)</sup>。この委員会とその成果について述べる。

## 1 「外来語」委員会の設置と外来語に関する調査

「外来語」委員会は、公共性の高い媒体に、国民になじみのない分かりにくい外来語が氾濫している現状を改善するために、国として何らかの対策を施すべきだという認識<sup>(35)</sup>に基づいて、分かりにくい「外来語」について言葉遣いを工夫し提案することを目的として<sup>(36)</sup>設置された。委員会の任務<sup>(37)</sup>は、①分かりにくい外来語はどのようなものかを明らかにし、②分かりやすくするために、どのような工夫を行えばよいかを具体的に提示することであった。①については分かりにくい外来語の実態を把握するために、個々の外来語が国民にどの程度定着しているかを測る調査や外来語にどのような意識を持っているかを把握する調査として、平成14(2002)年から平成16(2004)年にかけて4回の世論調査を実施した。外来語の定着度は、外来語398語を抽出し、それらを書いたカードを示して、見聞きしたことがあるか(認知度)、意味が分かるか(理解度)、使ったことがあるか(使用度)を質問して調査したものである<sup>(38)</sup>。また、新聞、省庁の白書、地方自治体の広報紙の電子化テキストを対象に頻度調査や意味・用法分析なども行った<sup>(39)</sup>。

## 2 「外来語」言い換え提案

「外来語」委員会は、調査を踏まえて検討を行った結果を、「外来語」言い換え提案<sup>(40)</sup>として平成14(2002)年12月から平成18(2006)年3月にわたり、各回で中間発表と本発表を行い、1回につき数十語ずつ、全4回に分けて発表した。中間発表に対して各方面から意見を募り、寄せられた意見を本発表に反映した。また、提案をまとめた冊子を省庁・自治体・報道機関に送付し、国立国語研究所のウェブサイトにも掲載した。毎回記者発表を行い、報道により国民に広く普及することを企図したほか、4回目の本発表時には過去3回分を含めた総集編を発表し、平成18(2006)年6月には一般向けの書籍<sup>(41)</sup>も刊行した<sup>(42)</sup>。

34) 「独立行政法人国立国語研究所「外来語」委員会 第1回議事要旨」2002.8.7. <[https://www2.ninjal.ac.jp/gairaigo/Haifu/gairaigo\\_giziyosi001.pdf](https://www2.ninjal.ac.jp/gairaigo/Haifu/gairaigo_giziyosi001.pdf)>; 石綿敏雄「外来語」日本語学会編『日本語学大辞典』東京堂出版, 2018, p.123.

35) 田中牧郎「本報告書の目的」国立国語研究所編『公共媒体の外来語—「外来語」言い換え提案を支える調査研究—』(国立国語研究所報告 126) 国立国語研究所, 2007, p.4.

36) 「国立国語研究所「外来語」委員会設立趣意書」2002.8. <<https://www2.ninjal.ac.jp/gairaigo/syuisyo.html>>

37) 田中 前掲注35)

38) 「外来語についての世論調査と分析例」国立国語研究所編 前掲注35), pp.265-268.

39) 田中 前掲注35), p.5.

40) フランスでは、1994年に「フランス語の使用に関する1994年8月4日の法律第94-665号」(Loi n° 94-665 du 4 août 1994 relative à l'emploi de la langue française. 通称「トゥーボン法」(La loi Toubon))が、フランス語の使用を義務付けることはできるが、国が定めた外来語の言い換えである公式用語の使用を制裁付きで義務付けることは表現の自由と反するという判決が憲法院によって下された結果、違憲とされた9か所を削除して成立した。この公式用語とは、1972年に各省庁に設けられた用語委員会が、外部の専門家と協力して外来語のフランス語への言い換えを検討してきたものである。1994年2月にトゥーボン法の法律案が閣議で承認され、その翌月に公式用語3,500語を収録した『フランス語公式用語辞書』(Délégation générale à la langue française, *Dictionnaire des termes officiels de la langue française*, Paris: Direction des Journaux officiels, 1994)が刊行されている。現在、公的に使用するために外国語からの借用ではないフランス語表現を提案する機能は、文化庁に属する「フランス語・地域語に関する一般委員会」(Délégation générale à la langue française et aux langues de France)が担っている。

41) 国立国語研究所「外来語」委員会編『外来語言い換え手引き—分かりやすく伝える—』ぎょうせい, 2006.

42) 田中 前掲注35)

言い換え提案は、「アーカイブ」に始まり「ワンストップ」までの176語の外来語について、言い換え語・用例・意味説明・手引き・その他の言い換え語例を示している。例えば、アクセシビリティの言い換え語は「利用しやすさ」、アクセスは「(1) 接続、(2) 交通手段、(3) 参入」、インフォームドコンセントは「納得診療、説明と同意」、コンテンツは「情報内容」、リテラシーは「読み書き能力、活用能力」、和製語のデイサービスは「日帰り介護」などである。

平成12(2000)年の時点で国語審議会が言い換え語がない、とした語(第Ⅱ章 表4参照)についても、アイデンティティーは「独自性、自己認識」、ノーマライゼーションは「等生化、等しく生きる社会の実現」、バリアフリーは「障壁なし」という言い換え語を提案している。

176語のうち、現時点で約6割が法令に用いられている。例えば条約にはコンソーシアム<sup>(43)</sup>、モニタリング<sup>(44)</sup>、ユニバーサルデザイン<sup>(45)</sup>、ライフサイクル<sup>(46)</sup>、リアルタイム<sup>(47)</sup>、ワンストップ<sup>(48)</sup>などが、法律にはバイオマス<sup>(49)</sup>、リテラシー<sup>(50)</sup>などが使用されている。

このような大規模な調査を背景とした言い換え提案は、外来語への対応を自治体に促し、外来語を含むいわゆる「お役所言葉」の見直しを促進した<sup>(51)</sup>。一方、言い換えの対象となっている語の多くは、具体的なモノではなく抽象的な概念であり、言い換え語を理解するために更なる説明が必要な場合や、正確にもとの意味を伝えていない場合がある、という評価もなされた<sup>(52)</sup>。フランスでも言い換え語を集めた書籍が刊行されたが、「公式用語」を設定することは難しいわりに効果が薄い、という指摘もある<sup>(53)</sup>。

### 3 放送における外国語・外来語の使用

平成25(2013)年6月、日本放送協会の放送番組で外国語が乱用され、内容が理解できないため精神的苦痛を受けたなどとして、141万円の慰謝料を求める訴えが名古屋地方裁判所になされた<sup>(54)</sup>。番組内や番組名に使用されているとしてその訴えに挙げられた外国語・外来語は、コンシェルジュ、コラボ、コンテンツ、ケア、システム、トラブル、リスク、レーダーなどであ

(43) 海洋法に関する国際連合条約(平成8年条約第6号)。言い換えが提案されたパートナーシップ、モラトリアムという語も使用している。

(44) パリ協定(平成28年条約第16号)

(45) 障害者の権利に関する条約(平成26年条約第1号)。言い換えが提案されたマルチメディアという語も使用している。

(46) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(平成16年条約第3号)

(47) サイバー犯罪に関する条約(平成24年条約第7号)

(48) 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成6年条約第15号)。言い換えが提案されたアクセス、ポートフォリオ、マーケティングという語も使用している。

(49) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)

(50) 電波法(昭和25年法律第131号)

(51) 田中 前掲注<sup>(32)</sup>, pp.4, 10. なお、国立国語研究所による言い換え提案以前の取組として、厚生省において「公文におけるカタカナ用語使用の適正化について」(平成元年8月7日総第112号)により留意事項を示した後、「厚生省作成文書におけるカタカナ語使用の適正化について」(平成9年9月10日総第89号)の通知において、カタカナ語の言い換え語を示し、「文書におけるカタカナ語使用は極力避ける」としたことが挙げられる。

(52) 山田雄一郎『外来語の社会学—隠語化するコミュニケーション—』(広島修道大学学術選書 26)春風社, 2005, pp.261-267.

(53) 加治木美奈子ほか「国家による外来語規制—「フランス語の使用に関する1994年8月4日法律」の成立にみる—」『NHK放送文化調査研究年報』40集, 1995, p.226.

(54) 「「外国語を乱用」NHKを提訴、可児の男性「精神的に苦痛」」『日本経済新聞』(名古屋版)2013.6.26, 夕刊.

り、コンテンツ、ケア、システム及びレーダーは、法律にも用いられている語である<sup>(55)</sup>。翌平成 26 (2014) 年 6 月に、放送番組において外国語等を使用しているとしても制作編集の自由の著しい逸脱や原告の権利等の侵害とは認められない等としてこの請求は棄却<sup>(56)</sup>されたが、多くの報道<sup>(57)</sup>がなされ、訴えに対して賛同の声も寄せられた<sup>(58)</sup>。

なお、日本放送協会は外来語の使用について、一般に外国語・外来語には意味の分かりにくいものも多く、ニュースなどでは内容の理解に直接かかわってくるので、特に慎重でなければならず、また、外国語や外来語は意味を曖昧にする場合もあるので、分かりにくいものには必ず言い添えや説明をする、在来の日本語がある場合には使わないなどの注意が必要である、としている<sup>(59)</sup>。

## IV 外来語に関する文化審議会での検討

### 1 文化審議会国語分科会での検討

国語審議会廃止後、その所掌事務を実質的に引き継いだのは文化審議会国語分科会であった。国語分科会は、平成 23 (2011) 年 5 月 25 日に第 46 回の分科会を開催し、新たに問題点整理小委員会を設置した。問題点整理小委員会は、計 9 回の小委員会を開催して社会の各分野で国語について何が問題とされているか、今後の国語施策の中でそれらの問題にどのように対応していけばよいかを検討・整理した。その筆頭に掲げたのが「公用文作成の要領」の見直しである。問題点整理小委員会からの「意見のまとめ」を受け、国語分科会は「国語分科会で今後取り組むべき課題について (報告)」において、昭和 26 (1951) 年の国語審議会会長からの建議以後、既に 60 年以上経過していることから、「公用文作成の要領」の見直しを行うことが考えられる、とした<sup>(60)</sup>。また、文化芸術基本法 (平成 13 年法律第 148 号) 第 7 条第 1 項の規定に基づく文化芸術の推進に関する基本的な方針及び文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討が行われ、国語分野で盛り込む基本的施策として外来語も取り上げられた。その検討内容は「国は、近年の外来語・外国語 (いわゆる片仮名言葉) の氾濫などの状況や、放送・出版等様々な媒体が人々の言語生活に及ぼす影響等を考慮して、我が国で生活する人々にとって分かりやすい表現を用いるよう努めるとともに、公用文の表記の在り方等について検討する。」<sup>(61)</sup>とまとめられ、文化芸

55) 例えば、「コンテンツ」はコンテンツの創造、保護及び活用に関する法律 (平成 16 年法律第 81 号)、「ケア」は児童虐待の防止等に関する法律 (平成 12 年法律第 82 号)、「システム」は国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律 (平成 11 年法律第 116 号)、「レーダー」は港則法 (昭和 23 年法律第 174 号) などで使用されている。

56) 名古屋地方裁判所民事第 5 部 平成 26 年 6 月 12 日判決 (平成 25 年 (ワ) 第 2733 号); 「『外国語乱用で人格権侵害』NHK 提訴の男性敗訴」『中日新聞』2014.6.13.

57) 例えば、「外国語『使われすぎ』52%—巧みな言い換え難しく (サーベイ)」『日本経済新聞』2013.7.22; 「国語世論調査 カタカナ語定着…でも「意味分からない」78%」『産経新聞』2013.9.25; 「NHK のカタカナ語訴訟」『中日新聞』2013.10.13; 「NHK 外国語多用、原告訴え棄却 地裁「編集の自由」」『朝日新聞』2014.6.13.

58) 例えば、「産経抄」『産経新聞』2013.6.28; 「読者サービス室から」『産経新聞』2013.7.5; 「(耕論) カタカナ語の増殖 アルベール・サロンさん、津田幸男さん、岡康道さん」『朝日新聞』2013.9.4.

59) NHK 放送文化研究所編『NHK ことばのハンドブック 第 2 版』日本放送出版協会、2005、p.42.

60) 文化審議会国語分科会「国語分科会で今後取り組むべき課題について (報告)」2013.2.18、p.1. 文化庁ウェブサイト <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/kadai\\_130218.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/kadai_130218.pdf)>

61) 文化審議会国語分科会「文化審議会国語分科会文化芸術推進基本計画に向けた意見」(第 66 回国語分科会 参考資料 2) 2017.9.27、p.2. 同上 <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo/kokugo\\_66/pdf/r1398062\\_06.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo/kokugo_66/pdf/r1398062_06.pdf)>

術推進基本計画<sup>(62)</sup>に盛り込まれた。

## 2 国語課題小委員会での検討

平成 28 (2016) 年に国語分科会の下に設けられた国語課題小委員会では、平成 30 (2018) 年 6 月 8 日の第 19 回以降、「公用文作成の要領」の見直しについて検討を行っている。「公用文作成の要領」は、「はじめに」に記したように昭和 27 (1952) 年 4 月 4 日付けで内閣官房長官から各省庁次官に宛てた依命通知である。なぜ、今課題として取り上げるかについては、単純に内容が古くなったということに加えて、平成 23 (2011) 年 3 月 11 日の東日本大震災の後、国民に伝わる情報を作るため公用文の書き方などのルールの見直しが必要という議論があったことが挙げられた<sup>(63)</sup>。

また、見直しのたたき台では、外来語について従来の「外来語の表記」に加えて、「外国語・外来語などの片仮名語」を設け、「日本語に言い換えた方が分かりやすい場合には用いない」、「使用する必然性の薄いものには用いない」としている<sup>(64)</sup>。現在、「公用文作成の要領」見直しの考え方及び具体的なガイド、解説を令和 2 (2020) 年 2 月から 3 月頃に決定して、国語分科会への報告、文化審議会への報告・了承を目途に検討が進められている<sup>(65)</sup>。

## V 国語に関する世論調査

一般の人々が、外来語についてどのように考えているかについては、広く国民を対象とした世論調査の結果により、国民の意識を把握することが可能である。総理府が昭和 52 (1977) 年 8 月<sup>(66)</sup>、平成 4 (1992) 年 6 月に国語に関する世論調査<sup>(67)</sup>を実施したほか、文化庁は平成 7 (1995) 年度から毎年「国語に関する世論調査」<sup>(68)</sup>を実施している。言葉に対する考え方や外来語の理解度などについて国民の意識や実態を調査し、国語審議会等の審議の参考に供するなど、今後の国語施策の立案に資することが調査の目的である。国語課題小委員会でも「公用文作成の要領」見直しの検討に際し、これらの世論調査結果の分析を行っている<sup>(69)</sup>。

外来語・外国語に関しては、年度ごとに質問内容が異なる場合が多いが、数年おきに同じ質問も設定されている。その中から主なものとして四つを取り上げる。

<sup>(62)</sup> 「文化芸術推進基本計画—文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる— (第 1 期)」(平成 30 年 3 月 6 日閣議決定) p.30. 同上 <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/hoshin/pdf/r1389480\\_01.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/pdf/r1389480_01.pdf)>

<sup>(63)</sup> 「第 19 回国語分科会国語課題小委員会・議事録」(第 19 回国語分科会国語課題小委員会) 2018.6.8, pp.2-5. 同上 <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo\\_kadai/iinkai\\_19/pdf/r1406244\\_01.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo_kadai/iinkai_19/pdf/r1406244_01.pdf)>

<sup>(64)</sup> 「『公用文作成の要領』を改める場合の考え方 (たたき台)」(第 28 回国語分科会国語課題小委員会 資料 4) 2019.6.7, p.9. 同上 <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo\\_kadai/iinkai\\_28/pdf/r1418133\\_04.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo_kadai/iinkai_28/pdf/r1418133_04.pdf)>

<sup>(65)</sup> 「国語課題小委員会における審議スケジュール (案)」(第 27 回国語分科会国語課題小委員会 資料 4) 2019.5.17. 同上 <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo\\_kadai/iinkai\\_27/pdf/r1417434\\_04.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo_kadai/iinkai_27/pdf/r1417434_04.pdf)>

<sup>(66)</sup> 『国語に関する世論調査』(世論調査報告書 昭和 52 年 8 月調査) 内閣総理大臣官房広報室, 1977.

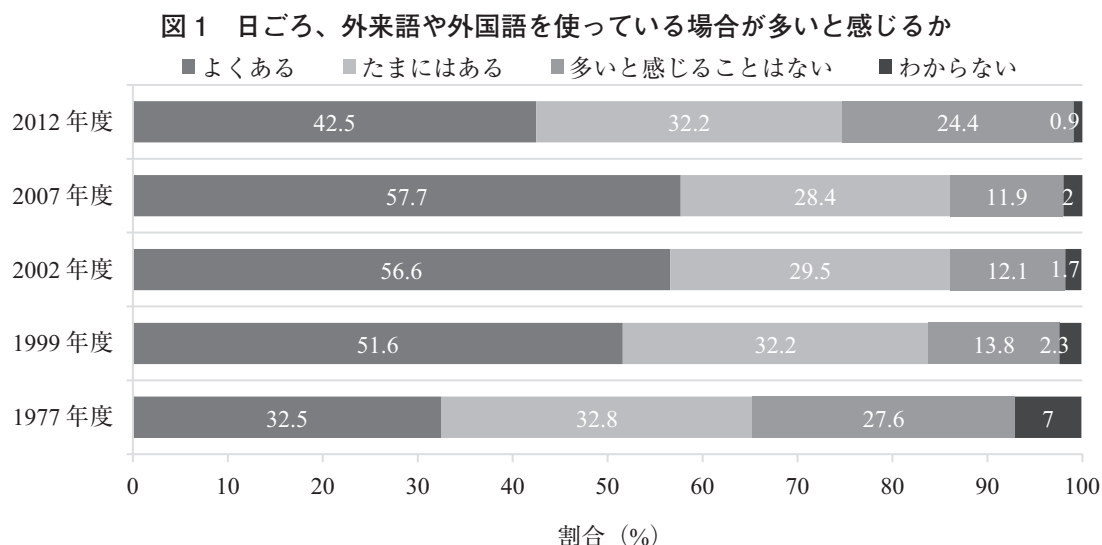
<sup>(67)</sup> 『国語に関する世論調査』(世論調査報告書 平成 4 年 6 月調査) 総理府内閣総理大臣官房広報室, [1992].

<sup>(68)</sup> 『国語に関する世論調査』(平成 7 年 4 月調査～平成 29 年 2 月調査) 文化庁文化語国語課, [1995]～2017; 「『国語に関する世論調査』の結果について」(平成 7 年度～平成 29 年度) 文化庁ウェブサイト <[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/kokugo\\_yoronchosa/index.html](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/index.html)>

<sup>(69)</sup> 「公用文に関連する『国語に関する世論調査』の結果について」(第 24 回国語分科会国語課題小委員会 資料 2) 2018.12.21. 同上 <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo\\_kadai/iinkai\\_24/pdf/r1412638\\_01.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo_kadai/iinkai_24/pdf/r1412638_01.pdf)>

①日ごろ、外来語や外国語を使っている場合が多いと感じるか

第I章第2節で、平成6(1994)年発行雑誌での外来語の使用率について記したが、それ以後の大規模な調査はない。世論調査では「日ごろ読んだり聞いたりすることばの中に、外来語や外国語をつかっている場合が多いと感じることがあるか」という設問を設けた年度があり、結果は図1のとおりである。「よくある」、「たまにはある」を合わせた割合は、平成14(2002)、平成19(2007)年度には約86%、少し減少したものの平成24(2012)年度でも約75%の人が外来語・外国語の使用が多いと感じることがあると回答している。



(出典)『国語に関する世論調査』(世論調査報告書 昭和52年8月調査)内閣総理大臣官房広報室, 1977;『国語に関する世論調査』(平成12年1月調査, 平成14年11月調査, 平成20年3月調査, 平成25年3月調査)文化庁や文化庁国語課, 2000, 2003, 2008, 2013を基に筆者作成。

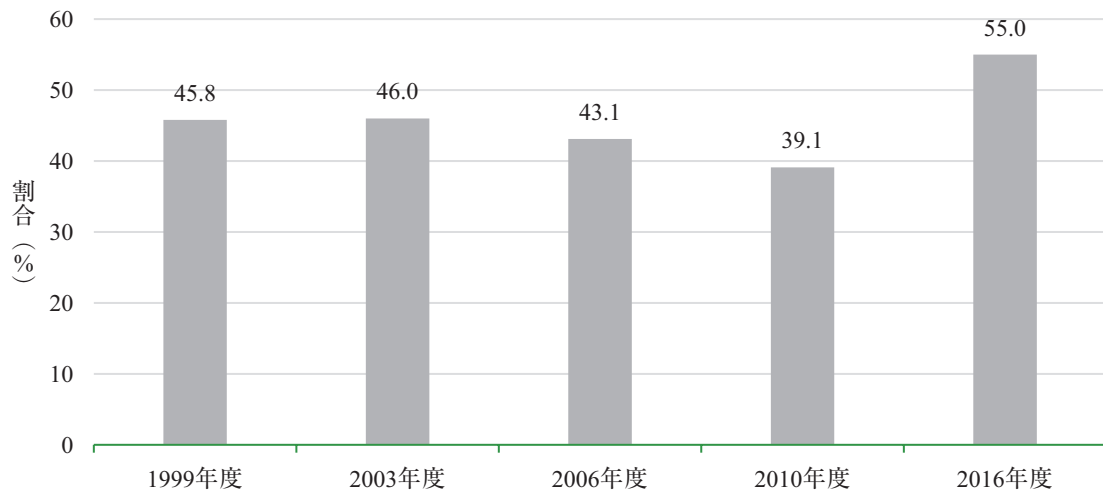
②カタカナ語の意味が分からなくて困ることがあるか

次に、「カタカナ語の意味が分からなくて困ったことがある(よくある、時々ある、たまにある)」と答えた人の割合は、平成8(1996)年度は89.2%で、平成24(2012)年度には78.5%まで減少するが、平成29(2017)年度には83.5%に上昇している。

③言葉や言葉の使い方に関して困っていることがあるか

「言葉の使い方に関して、困っている、気になっているのは、どんなことか」との設問については選択肢から複数選択が可能であるが、「外来語・外国語の意味が分からないことがある」を選択した人の割合は、図2のとおりである。この設問でも、平成22(2010)年度に40%を下回ったが、平成28(2016)年度には過半数を超えた。

図2 「外来語・外国語の意味が分からないことがある」を選択した割合

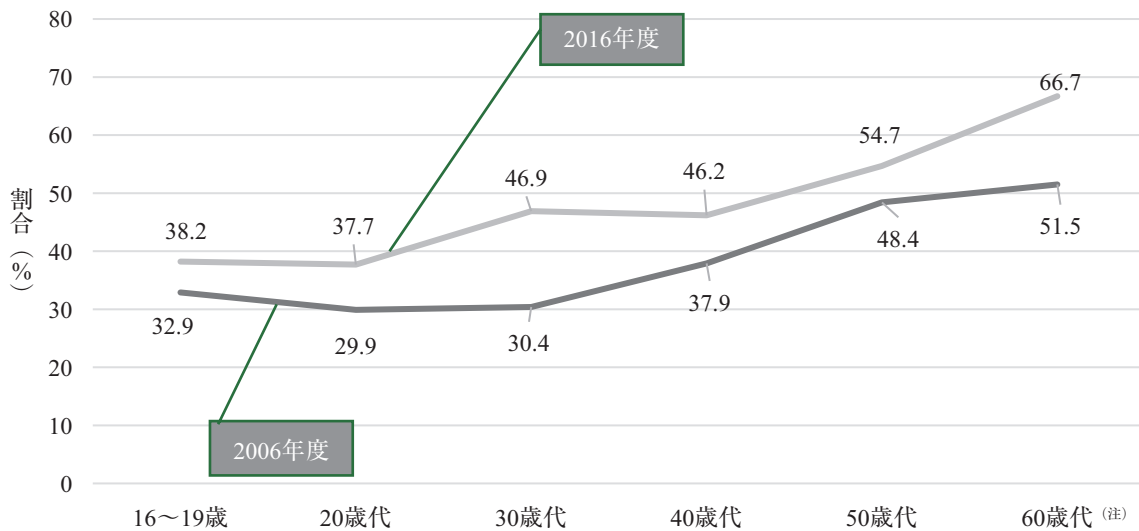


(出典)『国語に関する世論調査』(平成12年1月調査,平成16年1月調査,平成18年度(平成19年2月調査),平成22年度(平成23年2月調査),平成28年度)文化庁文化庁国語課,2000,2004,2007,2011,2017を基に筆者作成。

④外来語・外国語の意味が分からないことがある(年代別)

「外来語・外国語の意味が分からないことがある」を選択した人の年代別内訳は図3のとおりである。平成18(2006)年度から10年後の平成28(2016)年度に、全ての年代で「外来語・外国語の意味が分からないことがある」を選択した人の割合が増加し、60歳代では7割に近い数字となっていることから、我が国において外来語に関する問題は依然として継続していると言えよう。

図3 「外来語・外国語の意味が分からないことがある」を選択した人の年代別内訳



(出典)『国語に関する世論調査』(平成18年度(平成19年2月調査),平成28年度(平成29年2月調査))文化庁文化庁国語課,2007,2017を基に筆者作成。

(注)2006年度は60歳以上。

## VI 法律における外来語の使用

### 1 法律の用字用語に関する検討

片仮名書き・文語体の法令が分かりにくいという考え方は戦前からあり<sup>(70)</sup>、大正 15 (1926) 年 6 月 1 日には「法令形式ノ改善ニ関スル件」が内閣訓令号外として公布された。そこには「法令ノ用字、用語及ビ文体ハナルベク之ヲ平易ニシ、一読ノ下容易ニ其ノ内容ヲ了解セシメンコトヲ期スベシ」と記されている<sup>(71)</sup>。

外来語に関しては、例えばアルコールを「酒精」<sup>(72)</sup>、マッチを「燐寸」<sup>(73)</sup>、ガスを「瓦斯」<sup>(74)</sup> とするなど、カタカナは用いず漢字による意識、音訳がなされていた。

昭和 21 (1946) 年 3 月、「国民の国語運動」という団体が 25 の団体及び国語学者・政治家・法学者・文学者等 79 人の個人により設立された。国語国字について「新聞も雑誌も書物も、国家の法令も」やさしく、よくわかるようになれば、国民の教養も高まり、民主主義も広く行われて文化日本の礎が築かれると主意書<sup>(75)</sup>に記している。この団体の代表者である安藤正次のほか、山本有三、横田喜三郎などが内閣に対して、同年 3 月 26 日「法令の書き方についての建議」<sup>(76)</sup>を行った。これが日本国憲法口語化の契機となり<sup>(77)</sup>、「法文を平がな口語体にするという」、「法令形式の上では革命的な企て」が、入江俊郎法制局長官、佐藤達夫法制局次長、渡辺佳英法制局事務官らにより進められた<sup>(78)</sup>。同年 4 月 17 日、内閣から口語体・漢字平仮名交じり文で書かれた憲法改正草案が発表され<sup>(79)</sup>、同年 11 月 3 日に日本国憲法が公布された。憲法が口語体になったことは大きな変革であり、公用文についても検討が行われ、同年 12 月 9 日の次官会議で「官廳の用字・用語をやさしくする件」として、「内閣および各省において、法令そのほか各種の公用文を作成するにあたって、これからはなるべく「公文用語の手びき」によること」を申し合わせ、同月 24 日には閣甲第 418 号として各省庁に通達された<sup>(80)</sup>。昭和 23 (1948) 年 6 月 30 日には、公用文改善協議会が「官廳の業務を民主的にし能率的にすることを目的として、官廳用語等（法律及び法令用語、各般の政府発表文書、官廳名官職名等の官廳用語並びに書類形式等）をやさしく美しくするため」（設置規程第 1 条）、内閣に設置された<sup>(81)</sup>。

昭和 24 (1949) 年に文部省設置法が公布され、国語審議会の設置と設置目的が規定された。

(70) 法制執務研究会編『ワークブック法制執務 新訂第 2 版』ぎょうせい、2018、pp.671-672.

(71) 同上、p.672.

(72) 旧酒精営業税法（明治 26 年法律第 17 号）。なお、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 70 条には「酒精飲料」という語があったが、令和元年 6 月の航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第 38 号）により、「アルコール」に改められた。

(73) 旧黄燐寸製造禁止法（大正 10 年法律第 61 号）

(74) 旧瓦斯事業法（大正 12 年法律第 46 号）

(75) 「国民の国語運動主意書 発起名簿」1946.3.（国立国会図書館憲政資料室所蔵入江俊郎関係文書 17 憲法口語化関係資料）

(76) 「法令の書き方についての建議」1946.3.26.（同上） 全ての法令、公文書の書き方について、口語体で難しい漢語は用いず、わかりにくい言い回しを避け、漢字をできるだけ減らし、濁点・半濁点・句読点を用いるという方針のもと、現在行われているものは改め、今後のものはこの方針で作るようという内容であった。

(77) 古関彰一『日本国憲法の誕生』岩波書店、2009、p.213.

(78) 佐藤達夫、法令普及会編『日本国憲法誕生記』大蔵省印刷局、1957、p.80-81.

(79) 「憲法改正草案」1946.4.17.（国立国会図書館憲政資料室所蔵佐藤達夫関係文書 74）

(80) 総理廳・文部省編『公文用語の手びき』印刷廳、1949、pp.1-2.

(81) 『官報』6445 号、1948.7.10、p.63.

国語審議会の部会の一つである公用文法律用語部会は法令の用語用字の平易化及び統一のため「法令の用字用語の改善について」を取りまとめ、国語審議会総会で採択後、昭和 25 (1950) 年 11 月 7 日に文部大臣・法務総裁に建議した<sup>(82)</sup>。公用文の改善が十分ではないことから、昭和 26 (1951) 年 10 月 30 日、国語審議会会長から「公用文改善の趣旨徹底について」を内閣総理大臣・文部大臣に建議した<sup>(83)</sup>。その建議の別冊 2 として公用文改善関係の諸通達を整理統合して検討を加えた「公用文作成の要領」<sup>(84)</sup>には、「2 用字について」に次の記述がある。

外国の地名・人名および外来語・外国語（当分の間中華民国の場合を除く）は、かたかな書きにする。たとえば  
 イタリア スウェーデン フランス ロンドン等  
 エジソン ヴィクトリア等  
 ガス ガラス ソーダ ビール ボート マージャン マッチ等  
 ただし、外来語でも「かるた」「さらさ」「たばこ」などのように、外来語の意識のうすくなっているものは、ひらがなで書いてよい。

「3 法令の用語用字について」では、特にさしつかえのない限り「1 用語について」及び「2 用字について」に掲げた基準による、としている。

さらに、昭和 29 (1954) 年 3 月 15 日、国語審議会は「法令用語改正例」を可決し、「法令用語改善について」として内閣総理大臣に建議し、文部大臣に報告した。建議に際し、法令は一般国民の守るべき規則を定めたものであることから、その用語は国民教育に沿い、かつ国民に理解しやすいものであることを要することは言うまでもなく、公用文・新聞雑誌その他一般文書に及ぼす影響も甚大であるため、今後は「この例を参考として法令用語を改善するために適切な処置」をとるよう建議する<sup>(85)</sup>とした。

同年 10 月 7 日の次官会議においては、法令用語の改善についての国語審議会の建議はおおむね妥当と認められるとし、特に支障のない限り国語審議会が作成した別紙「法律用語改正例」に準拠することを申し合わせ<sup>(86)</sup>、内閣官房長官から各省事務次官に通知<sup>(87)</sup>した。

法制局はこの「法令用語改正例」を検討して、「法令用語改正要領」<sup>(88)</sup>とし、同年 11 月 25 日に林修三法制局次長から各省事務次官に「法令用語の改正の方針」<sup>(89)</sup>の別紙として通知した。方針としては、要領に記載したものは、法律については第 20 回国会（臨時会：同年 11 月 30 日開会）に提案するものから、政令については 12 月 1 日以降の閣議に提案するものから実施するとした。外来語に関しては、次の言葉は分かりやすい外来語に改める、としている。

堰堤→ダム、汽罐→ボイラー、空気槽→空気タンク、骨牌→かるた類、酒精→アルコール、橋頭→マストトップ、船渠→ドック、端舟→ボート、油槽→油タンク

<sup>(82)</sup> 文化庁 前掲注(29), pp.391-392.

<sup>(83)</sup> 同上, pp.386-387.

<sup>(84)</sup> 前掲注(12)参照。

<sup>(85)</sup> 昭和 29 年 3 月 15 日付け文調国第 87 号

<sup>(86)</sup> 文部省『公用文の書き方—資料集—』（国語シリーズ 21）文部省，1960，p.24.

<sup>(87)</sup> 昭和 29 年 10 月 7 日付け内閣総甲第 184 号

<sup>(88)</sup> 「法令用語改正例」と構成は同じで用語の増減・用字の変更が見られるほか、当用漢字表にない漢字を用いた専門用語等言い換える言葉がなく、かな書きでは理解できない場合は、ふりがなを付けてその漢字を用いるという一項目を加えている。

<sup>(89)</sup> 昭和 29 年 11 月 25 日付け法制局総発第 89 号



## 2 国会での外来語に関する質疑

昭和 20～30 年代は、国会においても法律における外来語についての様々な質疑があった。昭和 22 (1947) 年 9 月 28 日、国家公務員法案の審議に際して、受田新吉議員が第 73 条の規定に「職員の元氣回復に関する事項」とあるが大衆に親しまれていない言葉であると指摘し、佐藤達夫法制局長官が、英語で言えばレクリエーションに当たるが、我々が実に苦勞した言葉だと述べている<sup>(90)</sup>。国家公務員法案の第 73 条第 1 項第 3 号は「元氣回復」のまま成立する（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号））。その 17 年後の昭和 39 (1964) 年、この問題について同じ受田議員から、人事院規則では国家公務員法の職員の元氣回復をレクリエーションと読み替えている<sup>(91)</sup>との指摘がなされた。これに対し、人事院総裁に転じていた佐藤達夫氏は、「レクリエーションということばをその当時思い切って使えばよかった」が、「そこまでそのことばが熟しておりませんために、元氣回復ということばを使った、…（中略）…今日においては、法律でも〔レクリエーション〕を」使っておりますので〔人事院規則も〕レクリエーションということばに直した<sup>(92)</sup>と答えた（〔 〕内は筆者補記。以下同じ）。受田議員は、「ささやかな規定でも、この法律の文句を変える以上は、やはり法律改正に持っていくのが筋が通る」と述べた。翌年の 5 月、国家公務員法の一部を改正する法律（昭和 40 年法律第 69 号）により、「元氣回復」は「レクリエーション」と改められた。

昭和 32 (1957) 年には、国家行政組織法の一部を改正する法律案の理由に「国の行政機関におけるトップ・マネジメントの機構を強化して」とあることに対し、西村力弥議員が、慣用化されていない外国語が、国会で法案の理由の中に出てくることは非常に大事なことで、相当考えていかなければならないと述べた。岡部史郎行政管理庁管理部長は、日本語の法文その他において外国語をなるべく用いないことが望ましいことは当然のこととしつつ、新しい概念や新しい制度ができ、それが日本の事情にかなり慣熟していくような場合はそれを使う方が分かりやすく、強いて漢語を並べる必要はないのではないかと考えた、と答えている<sup>(93)</sup>。

昭和 39 (1964) 年には日本科学技術情報センター法の一部を改正する法律案審議の際に、田中武夫議員の「〔センター、プラント、デザインなどの〕外来語を法律用語に持ってくる、固有名詞以外のものを使うのはどの程度熟したものをに入れておるのか」基準を伺いたいという質問に対し、関道雄内閣法制局第四部長は、客観的に明確な基準は申し上げにくい、通常の義務教育を終わった程度の人でもその意味の大体は分かるという程度のものであると立法者が判断した場合であり、必ずしも全ての法律用語が整理できて、この程度になったら外来語を一斉に使うという計画ではやっていないものの、「わりに保守的」で「なるべくならば日本語を使う」と答えている<sup>(94)</sup>。

これから時代はかなり下るが、平成 11 (1999) 年 5 月 14 日、福本潤一議員から「公用文における外来語の多用に関する質問主意書」<sup>(95)</sup>が提出された。公用文を作成する場合、外来語の取

<sup>(90)</sup> 第 1 回国会衆議院決算委員会議録第 14 号 昭和 22 年 9 月 28 日 pp.99-100.

<sup>(91)</sup> 「職員の元氣回復（レクリエーション）に関する規則の制定にあたって」『人事院月報』17 卷 6 号、1964.6、pp.16-19 で、人事院規則 10-6 の各条について解説を行っており、「国家公務員法第 73 条の主旨からみて、「元氣回復」という言葉は、今日慣用語化している「レクリエーション」を意味するものと考えられる。本条は「元氣回復」を「レクリエーション」と読みかえる」としていることを指す。

<sup>(92)</sup> 第 47 回国会衆議院内閣委員会議録第 3 号 昭和 39 年 12 月 7 日 p.17.

<sup>(93)</sup> 第 26 回国会衆議院内閣委員会議録第 32 号 昭和 32 年 4 月 19 日 pp.9-10.

<sup>(94)</sup> 第 46 回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会議録第 7 号 昭和 39 年 3 月 4 日 pp.1-2.

<sup>(95)</sup> 福本潤一参議院議員提出「公用文における外来語の多用に関する質問主意書」（平成 11 年 5 月 14 日 第 145 回国会質問第 19 号）<<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/145/syup/s145019.pdf>>

扱い等の作成基準があるのか、また、外来語の使用について内閣告示等によって基準を示すべきではないか、という質問である。同年6月15日付けの内閣の答弁書では、「『外来語の表記』の実施について」(平成3年内閣訓令第1号)で表記のよりどころを示しているが、外来語の使用に関する取扱いについては特に示していない。公用文を作成するに当たっての外来語の使用に関する取扱いについては、現在文化庁の国語審議会において審議を行っていることを踏まえ、今後検討していきたい、とされている<sup>(96)</sup>。

外来語に関する国語審議会での検討経緯とその後の動きは、第Ⅱ章で詳述したとおりである。

### 3 「公用文作成の要領」の対象範囲

第Ⅳ章で述べた文化審議会国語分科会国語課題小委員会の第19回の小委員会では、まず法令が公用文に含まれるか否かという確認がなされた。常に別扱いになっていることから全ての公用文と同列ではないものの、「公用文作成の要領」には法令の用字用語が書かれているとした上で、国語審議会時代は法令に関する建議などを上げていたが、現在は法令に関しては内閣法制局あるいは法務省などで検討されることになっていると文化庁国語調査官が答えている<sup>(97)</sup>。第22回の小委員会では検討の対象とする公用文の範囲を三つに大別し、その一つを「法令及び法令に準ずるもの」として、具体例に「法令(法律、政令、省令等)、告示、訓令、通達、通知」を、媒体の例に「官報、発出文書、ウェブサイト」を挙げた<sup>(98)</sup>。第23回には「法令及び法令に準ずるもの」は直接的な対象とせず、「一般の人々に直接発信するもの(事務連絡、広報、SNSへの書き込みなど)」を議論の対象にしてはどうかという文化庁の提案に対し、委員から「公用文作成の要領」で含めている以上、最初から法令を外して検討することでよいのかという疑問が呈された<sup>(99)</sup>。第28回では見直しに関する論点において、「公用文」という用語の指し示す範囲は必ずしも定かにならなならず、法令に関しては公用文の一部として扱われる場合と、別に扱われる場合とがある、としている<sup>(100)</sup>。

### 4 立法実務における〈法律の用字用語〉の考え方

法令用語の意味や用法については、外来語の使用に関する取扱いの基準がない中で、法律案の審査又は立案の補佐を行う内閣法制局・衆議院法制局・参議院法制局はどのような考え方とってきたのであろうか。その一端を立法技術の著作等からたどることとする。

#### (1) 法律の用字用語

『法制執務提要』では、法令の字句の重要性を説き、「法令の用字、用語及び文体が、法令の起案者や、制定の機関にある特定の少数の人々の技術的な仕事ではなくて、制定された法令に

<sup>(96)</sup> 「参議院議員福本潤一君提出公用文における外来語の多用に関する質問に対する答弁書」(平成11年6月15日第145回国会答弁第19号) <<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/145/toup/t145019.pdf>>

<sup>(97)</sup> 「第19回国語分科会国語課題小委員会・議事録」前掲注63, pp.7-8.

<sup>(98)</sup> 「公用文作成の在り方に関する論点(案)」(第22回国語分科会国語課題小委員会 資料2)2018.10.5. 文化庁ウェブサイト <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo\\_kadai/iinkai\\_22/pdf/r1410971\\_02.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo_kadai/iinkai_22/pdf/r1410971_02.pdf)>

<sup>(99)</sup> 「第23回国語分科会国語課題小委員会・議事録」(第23回国語分科会国語課題小委員会)2018.11.9, p.16. 同上 <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo\\_kadai/iinkai\\_23/pdf/r1411097\\_01.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo_kadai/iinkai_23/pdf/r1411097_01.pdf)>

<sup>(100)</sup> 「「公用文作成の要領」の見直しに関する論点(案)」(第28回国語分科会国語課題小委員会 資料3)2019.6.7. 同上 <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo\\_kadai/iinkai\\_28/pdf/r1418133\\_03.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo_kadai/iinkai_28/pdf/r1418133_03.pdf)>

従つて営まれる国家、社会及び個人のあらゆる部面にわたる問題である」と記している<sup>(101)</sup>。

内閣法制局次長として国語審議会の委員を務め、後に内閣法制局長官となった吉國一郎氏は、国立国語研究所長として国語審議会委員であった岩淵悦太郎氏と「わかりやすい法令をめざして」という対談を行っている。その中で、法律は文字と文章で国家の意思を表現し、それが成文法として絶対的な効力を持つために、適切な文字・文章・表現方式を使って、正確に明らかに、分かりよく表現しなくてはならないという意味で、「法令の用字用語ってというのは、ほんとにまじめに考えれば考えるほど大変なことだ」と述べている<sup>(102)</sup>。

## (2) 外来語に関する考え方

『法制執務提要』では、外来語が法令上用いられる場合、従来あて字が多く用いられていたが、当用漢字音訓表にない読み方をすることが多いので、「外国語そのままを音訳して片かな書きにすることが原則」となっている、として、瓦斯（ガス）、米（メートル）、燐寸（マッチ）、紐育（ニューヨーク）の例を挙げている。「意識したことはあるが通例外国語がそのまま用いられるような場合も音訳の片かな書きにする」として、電纜（ケーブル）、警報器（サイレン）、乗降場（プラットホーム）を例示した<sup>(103)</sup>。

『法令用語入門』では、法令における外来語使用の基準について、日常語はカタカナの氾濫と言えるくらい外国語をどんどん使っているが、法令上外来語をそのまま使えるようになるには、日常生活での使用方法が、一定の意味・内容を持つものとして成熟したと言えるくらいにならなければ取り入れられないとし、既に成熟したものとして一般国民の間で広く使われていない場合は、「やはり昔のように漢語調に翻訳してそれを使うこと」になると記した。なお、「コンピューター」はまだそのままでは使えず、著作権法や刑法では「電子計算機」といっていると例示した<sup>(104)</sup>。この著作の刊行は平成元（1989）年であるが、昭和 61（1986）年に関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）の一部が改正され<sup>(105)</sup>、別表第一（A）第 90・20 号の 2 として「エックス線コンピュータ断層撮影装置」が加えられており、これが法律における「コンピュータ」という語の初出である。以後、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）の一部が改正され、別表第 9022・12 号「コンピュータ断層撮影装置」が加えられたのは平成 7（1995）年<sup>(106)</sup>、「コンピュータその他の電子機器等」として用いたのは平成 13（2001）年の文化芸術基本法においてであった。

また、『法令用語入門』の著者である田島信威氏は他の著作で、戦後に法令の平易化が積極的に推し進められた結果、無理やり外来語を漢語に置き換えるのではなくカタカナ表記をして使用することになったが、法令における外来語の使用について一般的に定めた文書はなく、例外的に用いられるものであると述べている。さらにその外来語の概念が人々の間に定着したとは思われない場合には、「内包外延を明確にするために、その法律におけるその外来語の定義がなされる」として、プログラム、データベース、ビルジなど、使用された法律で定義がなされて

(101) 佐藤達夫編『法制執務提要—法令の立案・制定・実施—』学陽書房、1950、p.217。

(102) 吉國一郎・岩淵悦太郎「岩淵悦太郎 日本語対談—7—わかりやすい法令をめざして」『言語生活』310号、1977.7、p.79。

(103) 佐藤編 前掲注(101)、pp.226-227。

(104) 田島信威『法令用語入門—問答式—』ぎょうせい、1989、pp.58-59。田島信威氏は参議院法制局長を務めた。

(105) 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（昭和 61 年法律第 15 号）

(106) 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 56 号）

いる外来語の例を示した<sup>(107)</sup>。

『法制執務ハンドブック』では、「法令用語改正要領」では外来語の方が分かりやすい場合にはそれを用いているが、「日常生活で使われているからといって、安易に法令に用いるわけにはいかない。一般性、概念の明確性、他に適当な日本語がないか、などの検証が必要」と記している<sup>(108)</sup>。

『実務立法技術』では、「燃料及び動力」とするよりも「エネルギー」とした方が現代日本人にははるかに分かりやすいであろうとして、日本語の一般名詞としてなじんだ外来語として、アルコール、エネルギー、ガス、クリーニング、システム、スパイクタイヤ、スポーツ、センター、ソフトウェア、ターミナル、タクシー、タンク、ダム、テレビジョン、パイプライン、プログラム、ポート、ボイラー、ホテル、マッサージ、マッチ、ラジオを例示する。その上で、これら以外の外来語については、一般論としては、漢字の造語力や思想表現力を活用して、なるべく日本語で表現するように努めるべきであろうとし、今後日本語になじむようになってくる外来語もあると思うが、「それを法令レベルで取り上げるか否かについては、法令の性格に鑑みれば慎重な姿勢を維持すべきではないだろうか」と述べている<sup>(109)</sup>。

## Ⅶ 外来語の受容—「イノベーション」という語を例として—

「国語に関する世論調査」等においては、具体的な外来語・外国語について、認知度や理解度などの調査を実施している。外来語の受容の例として、これらの調査で取り上げられることの多い言葉の一つである「イノベーション」<sup>(110)</sup>という語を取り上げる。

### 1 世論調査における「イノベーション」

平成 14 (2002) 年度の「国語に関する世論調査」では、120 語のカタカナ語について調査を行った<sup>(111)</sup>。「イノベーション」の認知率（見たり聞いたりしたことがあるか）は 34.8% で、120 語を認知率の高い順から並べて 95 番目であった<sup>(112)</sup>。理解率（意味が分かるか）は 13.6% で同じく

<sup>(107)</sup> 田島信威「法令における外来語について」『総合政策論集—東北文化学園大学総合政策学部紀要—』1 巻 1 号、2001.9, pp.119-122。「ビルジ」とは、船底にたまった油性混合物をいう（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号））。

<sup>(108)</sup> 大島稔彦『法制執務ハンドブック』第一法規出版、1998, p.88。大島稔彦氏は、参議院法制局長を務めた。

<sup>(109)</sup> 山本庸幸『実務立法技術』商事法務、2006, pp.336-337。山本庸幸氏は、内閣法制局長官を務めた。

<sup>(110)</sup> 「イノベーション innovation：本来の意味は新しい方法、仕組み、習慣などを導入することをいい、〈新機軸〉〈革新〉と訳される。…（中略）… この語が経済学上の用語として定着したのは、J.A. シュンペーターが経済発展の根本現象として企業者・革新を理論の基礎に据え、それが一般に認められたことによる。今日ではイノベーションは〈技術革新〉とほとんど同義に用いられる。しかしシュンペーターは初め〈新結合 neue Kombination〉という言葉を用い、生産要素（資本財、労働、土地）の結合の仕方、すなわち生産方法におけるいっさいの新機軸を表現し、これに新商品や新生産方法の導入のほか、新市場、資源の新供給源、新組織の開拓など、きわめて広範な事象を含ませた。彼が明示的に〈革新 Neuerung/innovation〉という概念を用いたのは景気循環の説明においてである。」（大野忠男「イノベーション」『世界大百科事典 2 改訂新版』平凡社、2007, p.509.）

<sup>(111)</sup> 文化庁「平成 14 年度「国語に関する世論調査」の結果について」2003.6. <[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/kokugo\\_yoronchosa/h14/](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/h14/)>

<sup>(112)</sup> 「カタカナ語の認知率・理解率・使用率【認知率順】」文化庁ウェブサイト <[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/kokugo\\_yoronchosa/h14/katakana\\_ninchi.html](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/h14/katakana_ninchi.html)>

100 番目<sup>(113)</sup>、使用率（使ったことがあるか）は 6.5% で 103 番目である<sup>(114)</sup>。なお、調査対象のうち 60 歳以上では認知率 24.0%、理解率 6.7%、使用率 2.8% であった<sup>(115)</sup>。

この状況を踏まえ、第Ⅲ章第 2 節で取り上げた、平成 18（2006）年の国立国語研究所の「外来語」言い換え提案では、言い換え語を「技術革新」とした上で、仕組みを革新することを指す場合は、「経営革新」、「事業革新」などどのような仕組みかを具体的に示して言い換えるか、文脈によっては「革新」とする方が分かりやすいとしている。なお、数十年前から用いられている外来語で、省庁の白書にも多用されているが、一般の理解度は低い段階であるため、言い換えや説明を付け加える必要性が特に高い語であるとした<sup>(116)</sup>。

平成 19（2007）年度の「国語に関する世論調査」では、認知度が 60.8%、理解度（「分かる」、「何となく分かる」の合計）は 41.1% に上昇する<sup>(117)</sup>。しかし、平成 25（2013）年度の同世論調査において、「技術革新」と「イノベーション」を併置して、「同じ意味だと思う」と回答した人（39.0%）に、官公庁が作成する文書のように、不特定多数の人に宛てた文書等にはどちらを使った方がいいか尋ねたところ、72.8% が「技術革新」を使った方がいいと回答した<sup>(118)</sup>。

## 2 国会会議録における「イノベーション」

「イノベーション」は一般には「技術革新」を意味する外来語として用いられるが、特に近年では「技術」に限定されない、より広い概念を指すと指摘されている<sup>(119)</sup>ことから、意味領域の変化がどのように捉えられるかについての分析がなされた。国会会議録検索システム<sup>(120)</sup>を用いた、第 1 回国会から第 161 回国会（昭和 22（1947）年 5 月～平成 16（2004）年 12 月）までの国会会議録を対象とする、「イノベーション」の意味・用法に関する外来語の事例研究である<sup>(121)</sup>。

国会会議録で初めて「イノベーション」が現れるのは昭和 33（1958）年<sup>(122)</sup>であるとして、「技術革新」と言い直していた時期を経た後、「革新」、「創造」、「新機軸」などのより広い意味へと変化しつつ、平成 12（2000）年以降盛んに使用されるようになる。「外来語」言い換え提案では

<sup>(113)</sup> 「カタカナ語の認知率・理解率・使用率【理解率順】」同上 <[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/kokugo\\_yoronchosa/h14/katakana\\_rikai.html](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/h14/katakana_rikai.html)>

<sup>(114)</sup> 「カタカナ語の認知率・理解率・使用率【使用率順】」同上 <[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/kokugo\\_yoronchosa/h14/katakana\\_shiyo.html](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/h14/katakana_shiyo.html)>

<sup>(115)</sup> 「外来語についての世論調査と分析例」前掲注(38), p.273.

<sup>(116)</sup> 「第 1 部 「外国語」言い換え提案で取り上げた外来語」国立国語研究所編 前掲注(35), pp.36-37.

<sup>(117)</sup> 文化庁「平成 19 年度「国語に関する世論調査」の結果について」<[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/kokugo\\_yoronchosa/h19/](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/h19/)>

<sup>(118)</sup> 文化庁「平成 25 年度「国語に関する世論調査」の結果の概要」p.17. <[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/kokugo\\_yoronchosa/pdf/h25\\_chosa\\_kekka.pdf](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/pdf/h25_chosa_kekka.pdf)> なお、取り上げた 10 語のうち、漢字を用いた語を使うのがよいとしたのは「プライオリティー（優先順位）」が 89.6% で最も高く、「ハザードマップ（災害予想地図）」が 55.1% で最も低かった。

<sup>(119)</sup> 茂木俊伸「第 3 部第 7 章 国会会議録を用いた外来語の分析—「イノベーション」を例として—」国立国語研究所編 前掲注(35), p.410.

<sup>(120)</sup> 国会会議録検索システム <[http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk\\_logout.cgi?SESSION=24404](http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_logout.cgi?SESSION=24404)>

<sup>(121)</sup> 茂木 前掲注(119), pp.410-418.

<sup>(122)</sup> 参考人である時子山常三郎早稲田大学教授の発言「現在、イノベーションとっておりますが、技術革新の過程にきており」（第 28 回国会参議院地方行政委員会会議録第 19 号 昭和 33 年 3 月 26 日 p.8）。ただし、「イノベーション」という表記形であれば、昭和 32（1957）年の石村英雄議員の発言「昨年の経済白書ではイノベーションとかむづかしい言葉が使ってありました」が初出となる（第 27 回国会衆議院予算委員会会議録第 3 号 昭和 32 年 11 月 6 日 p.5）。

一般語としてはなお定着していないとされる中、国会では「イノベーション」を「技術革新」などと言い換えることや補足的説明がなされる機会は減少しており、国会では「定着した」という意識が芽生えている可能性を指摘している<sup>(123)</sup>。

### 3 国の基本計画等における「イノベーション」

平成 18 (2006) 年 3 月に第 3 期の「科学技術基本計画」<sup>(124)</sup>が閣議決定された。目次には「科学の発展と絶えざるイノベーションの創出」、「イノベーションを生み出すシステムの強化」、「地域イノベーション・システムの構築と活力ある地域づくり」などの見出しが並び、「我が国発のイノベーション（科学的発見や技術的発明を洞察力と融合し発展させ、新たな社会的価値や経済的価値を生み出す革新）の実現」<sup>(125)</sup>という記述がある。

平成 19 (2007) 年 6 月には、2025 年までを視野とする長期戦略指針「イノベーション 25」<sup>(126)</sup>が策定され、「イノベーション立国」に向けた研究開発、社会制度の改革、人材の育成等の短期・中長期にわたって取り組むべき政策が示された。「イノベーションとは、技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと」<sup>(127)</sup>とされている。

なお、「イノベーション 25」に関する新聞記事では、「イノベーション」に「技術革新や社会変革を意味する」<sup>(128)</sup>などの説明を加える、あるいは「イノベーション」の後に（技術革新）<sup>(129)</sup>、（革新）<sup>(130)</sup>、（技術や社会システムの革新）<sup>(131)</sup>などの語を付している。また、中間まとめに寄せられた意見が 385 件であり、国民に理解されているのかという問いに対し、高市早苗イノベーション担当相は「イノベーションって何、と聞かれることが多い」としつつ、効果的な広報を展開したいと述べている<sup>(132)</sup>。

### 4 法律における「イノベーション」

「はじめに」に記したように、「イノベーション」は既に法律に用いられている語である。平成 20 (2008) 年に「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）の第 2 条において、「イノベーションの創出」とは、「新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方式の導入等を通じて新たな価

<sup>(123)</sup> 茂木 前掲注<sup>(119)</sup>, pp.411-412, 417.

<sup>(124)</sup> 「科学技術基本計画」（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）内閣府ウェブサイト <<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/honbun.pdf>>

<sup>(125)</sup> 同上, p.4.

<sup>(126)</sup> 「長期戦略指針「イノベーション 25」」（平成 19 年 6 月 1 日閣議決定）内閣府ウェブサイト <[https://www.cao.go.jp/innovation/action/conference/minutes/minute\\_cabinet/kakugi1-1.pdf](https://www.cao.go.jp/innovation/action/conference/minutes/minute_cabinet/kakugi1-1.pdf)>

<sup>(127)</sup> 同上, p.1.

<sup>(128)</sup> 例えば、「社説 イノベーション 日本の未来がかかっている」『読売新聞』2007.5.27.

<sup>(129)</sup> 例えば、「イノベーション 25 戦略会議 メンバー 7 人決定」『毎日新聞』2006.10.20, 夕刊.

<sup>(130)</sup> 例えば、「「イノベーション戦略」政府最終報告 官が抵抗具体論欠く 既存の提言内容踏襲」『日本経済新聞』2007.5.26.

<sup>(131)</sup> 例えば、「(ごっくばらん) 高市さん、技術革新で豊かになりますか？ 時間増え、ゆとりできる」『朝日新聞』2007.5.23.

<sup>(132)</sup> 同上

値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することをいう」と定義した。なお同法は、平成30（2018）年12月、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」と改称された。

平成26（2014）年には内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を改正し<sup>(133)</sup>、「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改めた。同年、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の第3条で「イノベーションの創出」という語を用いた。

平成27（2015）年、特許法等の一部を改正する法律案及び不正競争防止法の一部を改正する法律案の審議の際、改正についての提案理由に「イノベーション」が出てくる<sup>(134)</sup>ことから、「発明者にとって」と「社会にとって」のイノベーションがあるのではないかと阿達雅志議員がその意味を質問したところ、宮沢洋一経済産業大臣から、「イノベーション自体を法律的に定義したものはなし」とした上で、平成20（2008）年の「イノベーションの創出」の定義を挙げ、「法律的に言うところの難しいことになる」が、研究者サイド・経済社会サイド両面があるとの答弁があった<sup>(135)</sup>。

第Ⅵ章第4節（2）に記したように、立法実務上、法律への外来語の使用について例えば「一般性、概念の明確性、他に適当な日本語がないか、などの検証が必要」という考え方があるが、一般への定着度がそれほど高くはない語を単独の語として定義するのではなく、「イノベーションの創出」のように他の語を付して定義を行っている場合もある。

## おわりに

我が国における外来語の受容について、法律での使用例を含めて紹介してきたが、「はじめに」等で挙げた法律に用いられた外来語の用い方は次のようになる。

- ①「この法律において〇〇とは」という定義を付さずに用いる：（例）スポーツ<sup>(136)</sup>、レクリエーション
- ②「この法律において〇〇とは」と定義を付して用いる：（例）プログラム、エネルギー、データベース、エコツーリズム、サイバーセキュリティ
- ③他の語を含めた全体として定義する：（例）不正アクセス行為、ストーカー行為、イノベーションの創出、インターネット・オブ・シングスの実現、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術

ほかには外来語をカタカナ表記するのではなく「酒精」、「電子計算機」といった漢語を用いる場合があるが、ある程度熟した言葉であれば外来語の方が分かりやすいとして、「電子計算機」、「電子通信回線」、「電子情報処理組織」などの例を引き、日本語であればいいというわけでもないとの指摘<sup>(137)</sup>がある。

現在のところ、公用文における外来語の使用について、「送り仮名の付け方」、「現代仮名遣い」、

<sup>(133)</sup> 内閣府設置法の一部を改正する法律（平成26年法律第31号）

<sup>(134)</sup> 特許法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第44号）の提案理由。

<sup>(135)</sup> 第189回国会参議院経済産業委員会会議録第20号 平成27年6月30日 p.2.

<sup>(136)</sup> なお、スポーツ振興法第2条では、「この法律において「スポーツ」とは、運動競技及び身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう」と定義されていた。

<sup>(137)</sup> 法制執務用語研究会『条文の読み方』有斐閣、2012、pp.132-133. なお、ここでの「日本語」は、出自が漢字文化圏以外の国である「外来語」と対置して用いている。

「常用漢字表」<sup>(138)</sup>等のような枠組みは存在しない。また、「外来語」言い換え提案も浸透したとは言えず、その言葉が日本語として定着したかどうかを見極める基準・方法が確立されているとは言い難い。しかし、外来語は今後とも増加していくことは間違いなく、日本語の活力の表れとして積極的に評価すべきであるとした上で、公用文などに外来語が偏って増加することを抑えるとともに、国民の認知度調査を定期的に行うことを提案し、外来語に対する検討作業は国が責任を持って行わなければならない<sup>(139)</sup>との意見がある。

言葉は時代、社会とともに変化していく。法律で用いる「外来語」は、どのように使用するかの検討に加え、定着度・認知度などによって不断の見直しが必要な事項と言えるであろう。

(いしわたり ひろこ)

---

<sup>(138)</sup> 「送り仮名の付け方」(昭和 48 年内閣告示第 2 号)、「現代仮名遣い」(昭和 61 年内閣告示第 1 号)、「常用漢字表」(平成 22 年内閣告示第 2 号)

<sup>(139)</sup> 陣内正敬『外来語の社会言語学—日本語のグローバルな考え方—』(Sekaishiso seminar) 世界思想社, 2007, pp.155-156.